

後期高齢者医療 新任担当者システム研修資料

1. 保険料の概要について

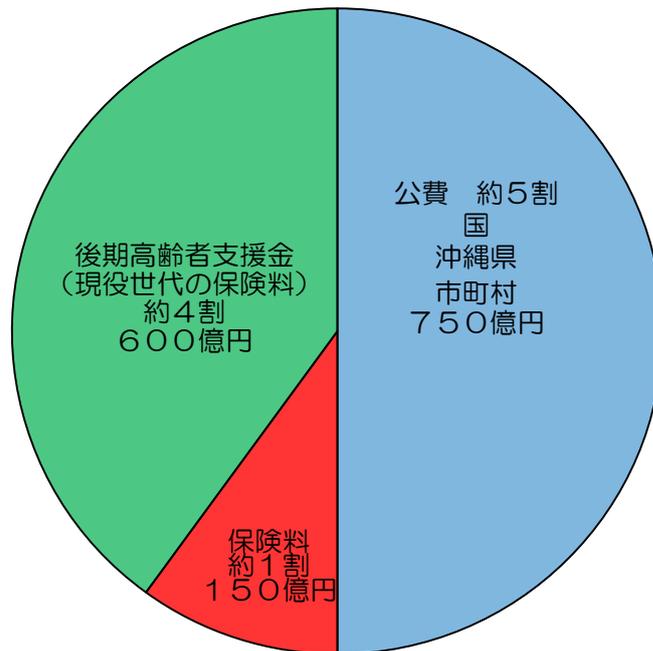
管理課 保険料グループ

保険料財政のしくみについて

沖縄県後期高齢者医療広域連合の予算は年間約1,500億円で内訳は、公費（約5割）750億円、後期高齢者支援金（約4割）600億円、保険料（約1割）として150億円となっています。

保険料の内訳としては、被保険者に負担していただく保険料として120億円、保険料軽減分で市町村に負担していただく保険料として30億円となっています。

財政のしくみ（予算1,500億円）



※保険料内訳

被保険者からの保険料 ⇒ 120億円

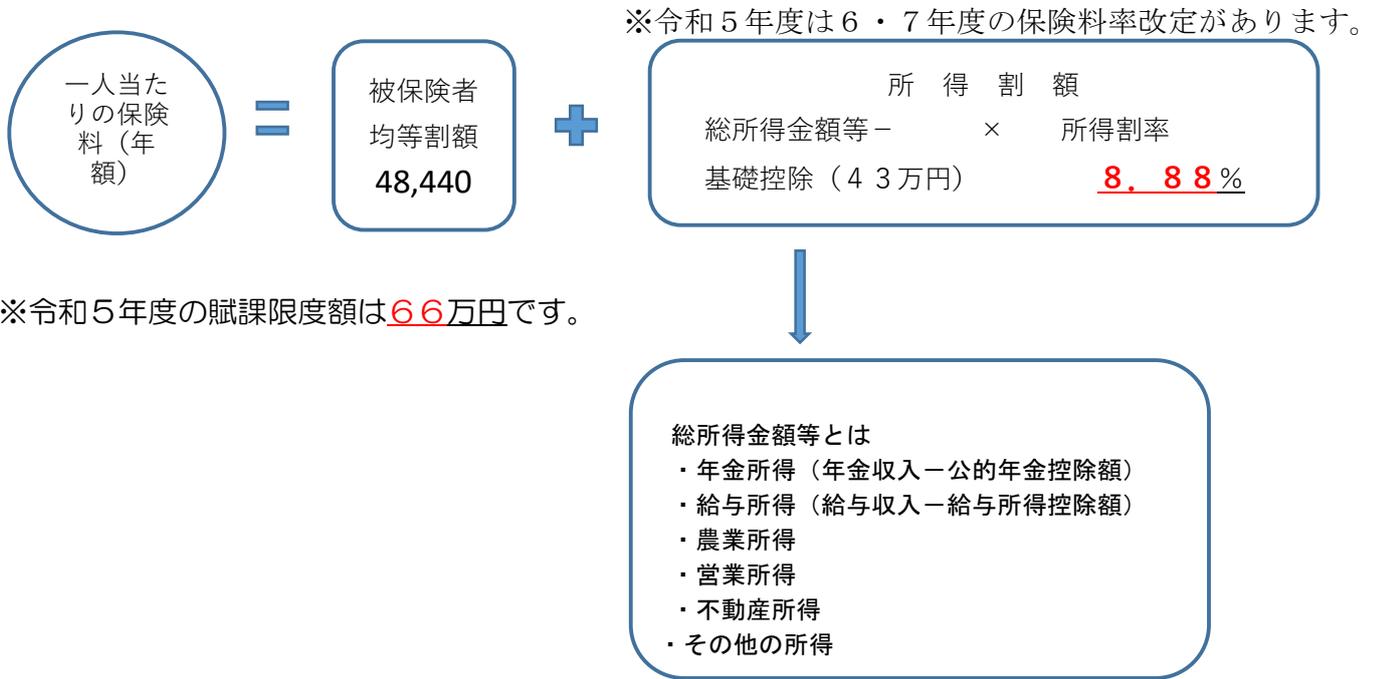
保険料軽減分（市町村繰入） ⇒ 30億円

沖縄県の被保険者一人当たりの医療給付費は約100万円で、上図の内訳から見ると9割の90万円は公費及び支援金で賄われ、1割の10万円を被保険者からの保険料（8万円）と市町村繰入（2万円）で賄っています。

令和4年度の沖縄県の被保険者一人当たりの平均保険料は約7.5万円になっており若干の差額分が生じますが、公費で賄われています。

保険料の決まり方

保険料は、被保険者が均等に負担する「被保険者均等割額」と、被保険者の前年の所得に応じて決まる「所得割額」の合計額となります。



保険料の軽減

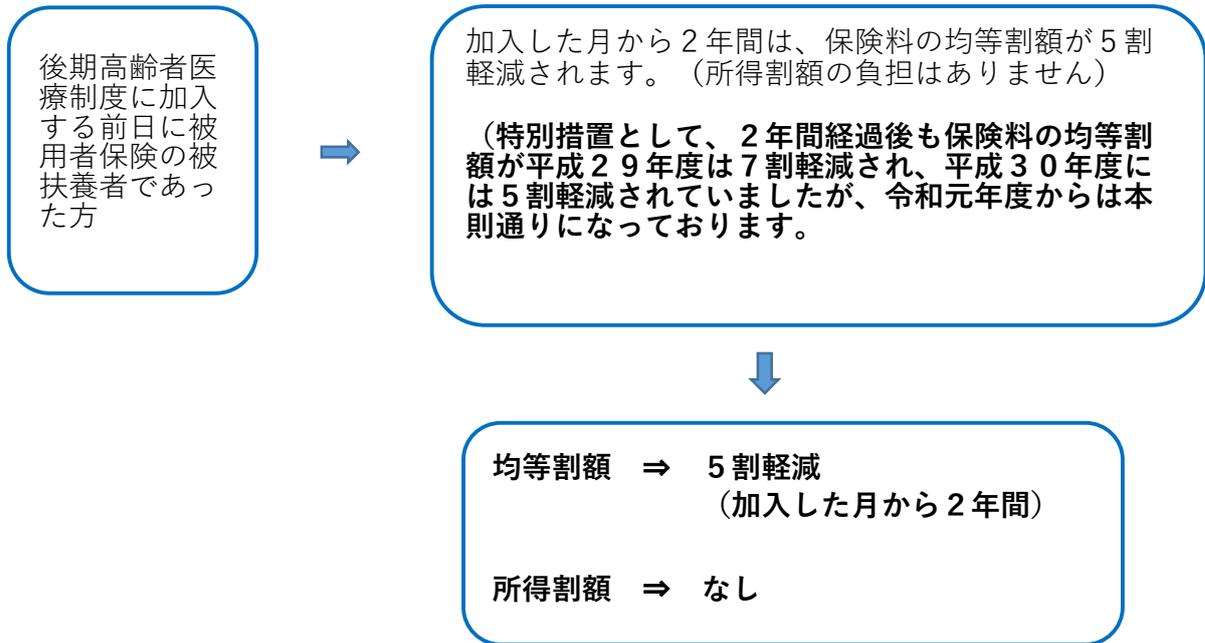
①均等割額の軽減

被保険者の属する世帯（世帯主及び被保険者）の総所得金額が



※65歳以上の公的年金受給者は、軽減判定において年金所得から15万円が控除されます。

②被用者保険の被扶養者であった方に対する軽減



保険料の計算例

※保険料の賦課のもととなる所得は、旧ただし書所得です。旧ただし書所得とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から基礎控除額43万円を控除した額です（ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません）

※年金収入所得のみの場合

- ・軽減判定所得＝公的年金収入額－公的年金控除額－150,000円
- ・旧ただし書所得＝公的年金収入額－公的年金控除額－430,000円

○後期高齢者の単身世帯（収入が年金のみの場合）

	公的年金収入額		各所得等	金額	軽減割合	保険料	
1	153万円	均等割額	軽減判定所得	280,000円	7割	14,532円	14,532円
		所得割額	旧ただし書所得	0円	—	0円	
2	168万円	均等割額	軽減判定所得	430,000円	7割	14,532円	27,852円
		所得割額	旧ただし書所得	150,000円	—	13,320円	
3	197万円	均等割額	軽減判定所得	720,000円	5割	24,220円	63,292円
		所得割額	旧ただし書所得	440,000円	—	39,072円	
4	221.5万円	均等割額	軽減判定所得	965,000円	2割	38,752円	99,580円
		所得割額	旧ただし書所得	685,000円	—	60,828円	
5	250万円	均等割額	軽減判定所得	1,250,000円	—	48,440円	134,576円
		所得割額	旧ただし書所得	970,000円	—	86,136円	

※令和5年度賦課限度額の66万円になるには、年金収入のみの場合には年金収入が9,234,000円以上、年金以外の所得がある場合には所得金額が7,317,300円以上となります。

○後期高齢者の夫婦二人世帯（収入が年金のみの場合）

	公的年金 収入額			各所得等	金額	軽減割合	保険料	
	夫	妻						
1	夫	80万円	均等割額	軽減判定所得	0円	7割	14,532円	14,532円
			所得割額	旧ただし書所得	0円	—	0円	
	妻	80万円	均等割額	軽減判定所得	0円	7割	14,532円	14,532円
			所得割額	旧ただし書所得	0円	—	0円	
2	夫	226万円	均等割額	軽減判定所得	1,010,000円	5割	24,220円	89,044円
			所得割額	旧ただし書所得	730,000円	—	64,824円	
	妻	80万円	均等割額	軽減判定所得	1,010,000円	5割	24,220円	24,220円
			所得割額	旧ただし書所得	0円	—	0円	
3	夫	275万円	均等割額	軽減判定所得	1,500,000円	2割	38,752円	147,088円
			所得割額	旧ただし書所得	1,220,000円	—	108,336円	
	妻	80万円	均等割額	軽減判定所得	1,500,000円	2割	38,752円	38,752円
			所得割額	旧ただし書所得	0円	—	0円	
4	夫	300万円	均等割額	軽減判定所得	1,750,000円	—	48,440円	178,976円
			所得割額	旧ただし書所得	1,470,000円	—	130,536円	
	妻	80万円	均等割額	軽減判定所得	1,750,000円	—	48,440円	48,440円
			所得割額	旧ただし書所得	0円	—	0円	

※妻の軽減判定所得は世帯（世帯主及び被保険者）の所得を見るため、夫と同額の軽減判定所得になります。